

第21回
年金記録回復委員会

日 時：平成23年2月17日（木）
18：00～

場 所：厚生労働省 9F 省議室

社労士アンケートにおける御提案を踏まえた 新たな記録回復基準（国民年金関係）について

厚生労働省 年金局

昨年実施された社労士アンケートにおける御提案を受け、国民年金に係る申立事案について、年金記録確認第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事例分析の結果を踏まえ、以下のような記録回復基準案について、さらに検討していくこととしたい。

1. 預り証のある事案に係る記録回復基準案

○ 未納・未加入期間に関する保険料納付の申立てであって、申立人が、申立期間のすべてについて、以下の要件を満たす納付組織の預り証を所持しており、預り証の記載内容と申立内容に矛盾がない場合。

- ① 受領印がある。
- ② 申立人の氏名（フルネーム）が記載されている。
- ③ 金額の記載がある場合には、申立期間に納付すべき制度上の国民年金保険料と一致している。

○ ただし、以下の場合には記録訂正の対象外とする。

（平成21年12月基準と概ね同様）

- ① 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合。
- ② 制度及び記録等により、納付することが困難な状況にあったと確認される申立ての場合（20歳前の申立て期間であるもの、預り証に受領日付が記載されている場合に、その受領日において時効で納付できない状況となっているもの等）。
- ③ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合。
- ④ 既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あっせん事案。一部あっせん事案を含む。）についての再申立である場合。

2. 手帳記号番号払出日において過年度納付可能な期間に係る納付申立事案に係る記録回復基準案

○ 未納期間に対する保険料納付の申立てであって、以下の全てを満たす場合。

- ① 申立期間は1つである。
- ② 申立期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がない。
- ③ 申立期間は国民年金手帳記号番号の払出日前であり、当該払出日において申立期間のすべてについて過年度納付することが可能であった。
- ④ 払出日において過年度納付できる期間のうち、一部の期間については、納付済みと記録されているもの。

○ ただし、以下の場合には、記録回復の対象外とする。

(平成21年12月基準と同様)

- ① 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合。
- ② 申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾している場合。
- ③ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難であったと確認される申立ての場合。
- ④ 申立人自身が申立期間の納付を行っていない場合。
- ⑤ 申立期間を納付したことについて、納付時期や納付場所を全く覚えていないなど具体性に欠ける申立てを行っている場合。
- ⑥ 申立期間に対応する確定申告書(控)、家計簿又は口座振替記録がある預貯金通帳等のいずれかの資料の提出があつたが、社会保険事務所段階における記録回復に必要な要件を満たさなかつた場合
- ⑦ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合。
- ⑧ 既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案(非あつせん事案。一部あつせん事案を含む。)についての再申立である場合。

3. 申立期間について、同居の親族が納付済みの事案に係る記録回復基準

(1) 基準案

○ 未納期間に対する保険料納付の申立てであって、以下の全てを満たす場合。

- ① 申立期間の全てについて同居親族全員が納付済みと記録されている。
- ② 申立期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、申立期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがある。

○ ただし、第三者委員会における非あっせん事案等を踏まえ、一定の除外要件を設ける。

＜除外要件の例＞

- ・平成9年1月以降の納付についての申立ての場合。
 - ・申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾している場合（申立人と同居親族の納付状況や種別変更時期に相違があるもの等）。
- など

(2) 検討課題

○ 本回復基準案の考え方は、申立期間以外の期間において申立人と同居親族が同一日に納付していることが確認できる場合には、申立期間においても申立人と同居親族と一緒に保険料を納付していただろうと推定し、同居親族が納付済みであれば申立人も同様に納付済みであったものと推認して、記録回復につなげるものである。

○ しかしながら、第三者委員会であっせんされた事案の中には、同一納付日が確認された期間が1ヶ月分のみであるものがあったり、申立期間から5年以上離れていた事案も多いとのことであった。他の様々な証言や資料も含めて判断がなされる年金記録確認第三者委員会ではなく、年金事務所段階において、こうした定型的要件のみで、申立期間においても同居親族と同一の納付日であったと推定して、記録回復を行うことは、論理的にはやや精密さを欠く面もあるといえる。

○ こうしたことに対応し、例えば以下のような追加的要件を課すことについて、さらに検討を行うこととする。

- ① 「同一納付日」が確認できる期間に関する要件

(申立期間からの経過月数、同一納付日が確認できる期間の長さ)

- ② 申立期間の数
- ③ 申立期間ののべ月数

平成 23 年 2 月 7 日

預り証のある事案の調査結果の概要

年金記録確認中央第三者委員会事務室

1. 調査対象事案の件数

平成 22 年 11 月 1 日現在において第三者委員会のサブシステムに登録されている事案のうち、次の条件のいずれにも該当する事案を抽出し、調査を実施した。

(抽出条件)

- ・ 現・過年納付、特例納付等を問わず、申立期間に対応する預り証があるもの
- ・ 申立期間が平成 9 年 1 月前のもの

※ 平成 9 年 1 月以降の期間を除外しているのは、昭和 59 年 2 月以降 60 年 3 月までの間に、順次、国民年金に係る記録管理業務がオンライン化された上、平成 9 年 1 月には基礎年金番号の導入のほか、14 年 4 月には保険料徴収事務が市町村から国に一本化されるとともに、金融機関から国に送られる納付書類の OCR 化が実施される等記録管理の強化が図られたこと、金融機関の出金記録や税務関係資料等様々な関連資料が残っている可能性が高いこと等の理由により、第三者委員会における審議においても慎重に判断されているためであり、従来の記録回復基準においても平成 9 年 1 月以降の申立期間のものはその対象から除外している。

	総数	あつせん	非あつせん
H22. 11. 1 現在のサブシステム登録済事案	53,758 件	18,007 件	35,751 件
対象事案数	48 件	39 件	9 件
現・過年度納付の申立てのもの	42 件	39 件	3 件
特例納付の申立てのもの	1 件	0 件	1 件
その他（重複納付）の申立てのもの	5 件	0 件	5 件

2. 類型別状況

申立期間の数等の類型別に調査対象事案を見ると以下のとおりであった。

*** 申立期間の状況 ***

(1) 申立期間に係る年金記録別の申立期間数の状況

	未加入 (無資格)	未納	免除	厚年等	納付済 (二重納付の申立て)
あつせん事案	11 件	30 件	1 件	0 件	0 件
非あつせん事案	2 件	2 件	0 件	1 件	4 件

(注) 1つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、年金記録別の合計と事案数は一致しない。

(2) 申立期間別の事案件数の状況

	1つ	2つ
あっせん事案	36件	3件
当該申立期間のすべてに対応する預り証があるもの	31件	3件
非あっせん事案	9件	0件
当該申立期間のすべてに対応する預り証があるもの	5件	0件

(3) 申立期間1つ当たりの月数の状況

	～12月	13～24月	25～36月	37月～
あっせん事案	40件	1件	1件	0件
当該申立期間のすべてに対応する預り証があるもの	35件	1件	1件	0件
非あっせん事案	5件	0件	0件	4件
当該申立期間のすべてに対応する預り証があるもの	4件	0件	0件	1件

(注) 1つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、月数別の合計と事案件数は一致しない。

*** 預り証の状況 ***

(4) 預り証の記載別の状況

	金額記載の有無と 制度上の保険料額との一致		受領印と受領日の記載の有無		
			受領印あり		受領印なし
			受領日あり	受領日なし	
あっせん	金額あり	一致	16(3)件	11(1)件	2(1)件
		不一致	2件	0件	0件
	金額なし		1件	7件	0件
非あっせん	金額あり	一致	※1 4件	※2 2(2)件	0件
		不一致	※3 1件	※4 1(1)件	0件
	金額なし		0件	※5 1(1)件	0件

注1 ()内の件数は、申立期間の一部に対応する預り証の件数であり、この場合の金額の一致・不一致は当該預り証記載の期間に係る制度上の保険料額と預り証記載の金額とを比較したものである。

※1 いずれも重複納付の申立てである。

※2 姓のみの預り証で納付済の配偶者のものと推認され、非あっせんと判断されたもの(1件)、納付は認められたものの、申立期間に海外に出国して日本に住所を有しなくなったことが確認され、被保険者期間となり得る期間でないことから、非あっせんと判断されたもの(1件)である。

※3 預り証に記載された金額から申立期間のものではなく、納付済となっている申立期間後の期間のものと推認され、非あっせんと判断されたものである。

※4 預り証のある期間の納付は認められたものの、申立期間は厚年期間であり、被保険者期間となり得る期間でないことから、非あっせんと判断されたものである。

※5 市町村で特例納付したという不自然な申立内容に加え、当該預り証(納付袋)が申立期間より数年後に印刷されているため、非あっせんと判断されたものである。

(5)受領日における申立期間の保険料の時効消滅該当の状況(領収日の記載のある事案 24件)

	時効消滅していないもの		時効消滅しているもの
あつせん事案	18件	※1	1件
非あつせん事案	※2	5件	0件

※1 申立人の年金期待等を総合的に斟酌して信義則によるあつせんを行ったもの。

※2 (4)の※1(4件)と(4)の※3(1件)である。

3. 想定される回復基準案とあつせん率状況

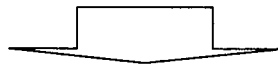
調査対象とした事案の抽出条件を回復基準案と仮定した場合のあつせん率は以下のとおりとなる。

(抽出条件)

- ・ 現・過年納付、特例納付等を問わず、申立期間に対応する預り証があること
- ・ 申立期間が平成9年1月前のものであること

◆上記要件によるあつせん率

事案件数	あつせん件数	あつせん率
48件	39件	81.3%



◆前記2の類型別状況に見られた非あつせん事案の状況を踏まえ、最大効が得られる要件を設定すると次のとおりとなる。

(要件)

- ① 年金記録において申立期間は、納付済期間、厚年等期間及び第3号期間と記録されていないこと。(非あつせん△5件「(4)の※1、※4」)
- ② 申立期間(複数ある場合はそのすべて)のすべてに対応する預り証があること。(あつせん△5件、非あつせん△3件「(4)の※2、※5」)
- ③ 預り証に金額の記載がある場合は、当該金額と申立期間の納付すべき制度上の国民年金保険料額が一致すること。(あつせん△2件、非あつせん△1件「(4)の※3」)
- ④ 預り証に受領日付が記載されている場合は、当該日において申立期間の国民年金保険料が、時効で納付できない状況となっていないこと。(あつせん△1件「(5)の※1」)
- ⑤ 申立期間が平成9年1月前のものであること。

事案件数	あつせん件数	あつせん率
31件	31件	100.0%

(参考) 上記の場合のあっせん事案の状況

〈申立期間に係る年金記録別の申立期間数の状況〉

未加入	未納	免除
9件	25件	0件

(注) 1つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、年金記録別の合計と事案数は一致しない。

〈申立期間数別の事案件数の状況〉

1つ	2つ
28件	3件

〈申立期間1つ当たりの月数別の状況〉

～12月	13～24月	25月～
33件	1件	0件

(注) 1つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、月数別の合計と事案数は一致しない。

平成 23 年 2 月 14 日
中央第三者委員会事務室

2 月 7 日の検討会を踏まえた預り証事案の回復基準案（メモ）

（検討課題）

○金額の記載も受領日付もない場合はどうするのか

→ 保険料を納付する際、納付者と受領者の間で必ず金銭の授受が発生するため、年金事務所段階で取り扱う場合は、最低でも受領印があるものとした方が確実と考えられる。

○「全期間に対応する預り証があること」要件を入れたために、飛んだ要件があるのでないか

→ 非あっせん事案を見直したところ、以下の点も考慮するとより確実ではないかと考えられる。

・ 預り証に申立人の氏名（フルネーム）の記載があること

※預り証に姓のみの記載のため、申立人のものでないとして非あっせんとされたものあり

・ 申立期間は国民年金被保険者となり得る期間であること

※申立期間中、海外在住のため非あっせんと判断されたものあり

・ 預り証の記載内容と申立内容に矛盾がないこと

※特例納付を取り扱っていなかった市町村で特例納付したとの主張に加え、預り証が申立期間より後に印刷されたものであるため、非あっせんと判断されたものあり

上記を踏まえ、更に要件を追加した場合の回復基準案は以下のとおり

（要件）

- ① 年金記録において申立期間は、納付済期間、厚年等期間及び第 3 号期間と記録されていないこと。
- ② 申立期間（複数ある場合はそのすべて）のすべてに対応する預り証があること。
- ③ 預り証に金額の記載がある場合は、当該金額と申立期間の納付すべき制度上の国民年金保険料額が一致すること。
- ④ 預り証に受領日付が記載されている場合は、当該日において申立期間の国民年金保険料が、時効で納付できない状況となっていないこと。
- ⑤ 預り証に受領印が押されていること。（あっせん△1件）
- ⑥ 預り証に申立人の氏名（フルネーム）が記載されていること。（あっせん△1件）
- ⑦ 申立期間は国民年金の被保険者となり得る期間であること。
（被保険者となり得ないもの）
・ 外国居住者（S61.3 まで）・外国人（S56.12 まで）・国会議員（S55.3 まで）・60 歳以上（S61.3 まで）・20 歳前
- ⑧ 預り証の記載内容と申立内容に矛盾がないこと。
- ⑨ 申立期間は平成 9 年 1 月前のものであること。

※なお、当該要件を追加した場合の対象となるあっせん件数は次のとおり

< 2 / 7 提出 >
31 件

→
(△ 2 件)

< 要件追加後 >
29 件

平成 23 年 2 月 7 日

手番払出日において過年度納付可能な期間の納付申立事案の調査結果の概要

年金記録確認中央第三者委員会事務室

1. 検討事項

本件調査に関する社労士アンケートの内容と、それを踏まえ、回復委員会においてコンセンサスが得られた検討の方向は、次のとおりである。

(1) 社労士アンケートの内容

回答番号	回 答 内 容
107	〈国民年金〉 ○国民年金手帳記号番号の払出日から過年度納付できる期間で以下の4つの条件を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ・過年度納付できる期間の一部の期間が納付済 ・払出日以降の国民年金加入期間に未納が無い ・払出日の年度の国民年金加入期間は現年度納付 ・払出（加入手続）後、まとめて納付した記憶が申立人にある。

(2) 回復委員会においてコンセンサスを得た検討の方向

事項	払出日が過年度納付できる期間であり、払出日以降未納がないなど一定の条件を満たす場合
内容	第三者委員会のあっせん事例分析の可否及び結果を踏まえて検討 (参考) 要請を受けて H22. 10. 19 に当室から回復委に提案した検討要件 <ul style="list-style-type: none"> ・申立期間は1つ、かつ、他に未納無し ・申立期間は国民年金手帳記号番号の払出日前であり、当該払出日において申立期間のすべては過年度納付可能である。 ・過年度納付できる期間の一部期間が納付済み

2. 調査対象事案の件数

平成 22 年 11 月 16 日現在において第三者委員会のサブシステムに登録されている事案のうち、次の条件のいずれにも該当する事案を抽出し、調査を実施した。

(抽出条件)

- ① 未納期間に対する保険料納付の申立てであって、申立期間は1つ、かつ、他に未納が無いもの

〔 社労士アンケートの趣旨は、国民年金に遡って加入する手続をした頃に、当該遡って加入した過年度の申立期間を納付したことについて、蓋然性のある事案の記録回復をしようとするものである。このため、納付の申立て以外の申立てを除いている。 〕

② 申立期間は国民年金手帳記号番号の払出日前であり、当該払出日において申立期間のすべてについて過年度納付することが可能であるもの

国民年金の加入手続を行った時期は、手帳記号番号の払出日より、おおむねの推定がされる所であり、払出日を起点として、その頃納付したとすれば、納付可能な範囲（払出日において保険料徴収権が時効消滅していない期間をいう。）に申立期間の全てが属しているものに限定している。（払出日を起点に申立期間の一部が時効に該当する場合は、そのことが消極的な事情であるために第三者委員会においては慎重に判断されている。

③ 払出日において過年度納付できる期間のうち、一部の期間については、納付済みと記録されているもの

払出日において過年度納付できる申立期間全てが未納と記録されているものを除いている。これは、過年度納付可能な期間の一部に納付実績が認められることによって、当該申立期間を過年度納付したとする申立人の主張の確からしさを下支えする肯定的な事情があるためである。

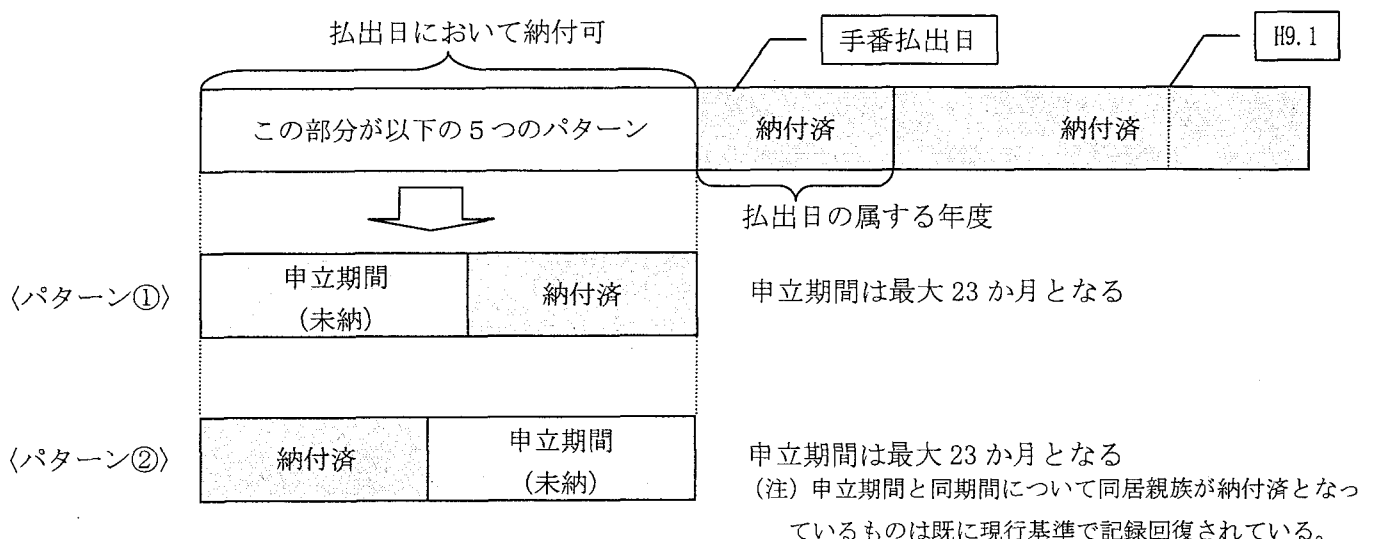
④ 申立期間が平成9年1月前であるもの

制定済みの回復基準同様、申立期間のいずれかに平成9年1月以降の期間が含まれる事案は除いている。
 なお、平成9年1月以降の期間を除外しているのは、旧社会保険庁における年金記録の管理方法のオンライン化（昭和60年3月）、基礎年金番号の導入による管理番号の一元化（平成9年1月）、保険料徴収事務の国への一元化（平成14年4月）により、記録管理の強化が図られたこと、近年の期間であり、金融機関の出金記録や税務関係資料等の様々な関連資料が残っている可能性が高いこと等の理由から、第三者委員会における審議においても、慎重に判断されているためである。

⑤ 既に制定されている回復基準に該当しないもの

現・過年度の納付を申し立てる事案については、平成21年12月に制定された回復基準によって、申立期間が1つ、かつ、2年以内であって、申立期間以外に未納が無く、申立期間の前後が納付済みと記録されており、申立期間と同期間について同居親族が納付済みとなっている場合は、既に記録回復されることになっていることから対象から除外している。

〈参考〉 上記抽出条件により抽出された該当事案のパターン分類



〈パターン③〉	納付済	厚年 ・共済	申立期間 (未納)		申立期間は最大 22 か月となる
〈パターン④〉	申立期間 (未納)	厚年 ・共済	納付済		申立期間は最大 22 か月となる
〈パターン⑤〉	申立期間 (未納)	納付済	厚年 ・共済	納付	申立期間は最大 21 か月となる

〈対象事案数〉

	総数	あっせん	非あっせん
H22. 11. 16 現在のサブシステム登録済事案	54, 419 件	18, 124 件	36, 295 件
対象事案数	96 件	94 件	2 件

3. 類型別状況

類型別に調査対象事案を見ると以下のとおりであった。

(1) 該当パターン別の事案件数の状況

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	パターン⑤
あっせん事案	88 件 (6 か月)	1 件 (13 か月)	1 件 (10 か月)	2 件 (2 か月)	2 件 (1 か月)
非あっせん事案	2 件 (7 か月)	0 件	0 件	0 件	0 件

※カッコ内は、申立期間の長さの平均である。

(2) 払出年別の事案件数の状況

	～S40. 3	S40. 4～50. 3	S50. 4～60. 3	S60. 4～H8. 12	H9. 1～
あっせん事案	16 件	29 件	26 件	23 件	0 件
非あっせん事案	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件

※年金記録管理の主な変遷

- ・ 40. 4～…旧台帳での管理（紙テープさん孔の実施、旧々台帳からの切替）
- ・ 50. 4～…新台帳での管理（旧台帳からの書替の完成）
- ・ 60. 4 …オンラインシステムによる管理（新台帳からの移行完成）
- ・ H9. 1～…基礎年金番号の導入

4. 非あっせん事案2件の主な判断理由

事案番号	主な判断理由（申立内容と周辺事情の相違点）
大阪 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人から提出された確定申告書（控）に記載されている社会保険料控除額は、申立期間の保険料額を除いた金額と一致している（未納付をうかがわせる資料有） ・ 国民年金の加入手続や保険料納付を夫婦一緒に行っていたとしているが、過年度納付の納付日が夫婦で異なっている（共同納付者の納付方法相違）
大阪 509	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人が主張する加入手続時期と、手帳記号番号の払出時期が一致しない（加入手続時期相違） ・ 申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料を現年度納付していることが確認できる（共同納付者の納付方法相違） ・ 申立人は保険料納付に関与しておらず、納付に関する記憶が一切ない（申立人は納付に非関与）

5. 想定される回復基準とあっせん率状況

調査対象とした事案の抽出条件を回復基準案と仮定した場合のあっせん率状況は以下のとおりとなる。

（抽出条件）

- ・ 未納期間に対する保険料納付の申立てであって、申立期間は1つ、かつ、他に未納が無いこと。
- ・ 申立期間は国民年金手帳記号番号の払出日前であり、当該払出日において申立期間のすべてについて過年度納付することが可能であること。
- ・ 払出日において過年度納付できる期間のうち、一部の期間については、納付済みと記録されていること。
- ・ 申立期間が平成9年1月前のものであること。
- ・ 既に制定されている回復基準に該当していないこと。

◆上記要件によるあっせん率

事案件数	あっせん件数	あっせん率
96 件	94 件	97.9%



◆上記2の類型別状況に見られた非あっせん事案の状況を踏まえ、最大効が得られる要件を設定すると次のとおりとなる。(アンダーライン部分が追加した要件)

※〔 〕内は、要件の追加によって減少する事案数

(要件)

～積極的要件～

- ① 未納期間に対する保険料納付の申立てであって、申立期間は1つ、かつ、他に未納が無いこと。
- ② 申立期間は国民年金手帳記号番号の払出日前であり、当該払出日において申立期間のすべてについて過年度納付することが可能であること。
- ③ 払出日において過年度納付できる期間のうち、一部の期間については、納付済みと記録されていること。
- ④ 申立内容において、申立人自身が申立期間の保険料を納付したとしていること。

〔あっせん△38件、非あっせん△1件(大阪509)〕

～消極的要件～

- ⑤ 納付の事実を否定する資料がないこと。
- ⑥ 申立期間が平成9年1月以降のものではないこと。
- ⑦ 既に制定されている回復基準に該当していないこと。

〔非あっせん△1件(大阪21)〕

事案件数	あっせん件数	あっせん率
56件	56件	100.0%

平成 23 年 2 月 14 日

同居親族同一納付日事案の調査結果の概要

年金記録確認中央第三者委員会事務局

1. 検討事項

本件調査に関する社労士アンケートの内容と、それを踏まえ、回復委員会においてコンセンサスが得られた検討の方向は、次のとおりである。

(1) 社労士アンケートの内容

回答番号	回 答 内 容
11	B 国民年金について ①夫婦・親子等が同時期に加入している場合 ○ <u>他の者（夫婦又は親子等）の納付年月日が全て納入年月日が同じ場合は、本人も納付していたとしても良いのではないか。</u> 但し、国年の手帳の取得前の期間については、認められない。
107	〈国民年金〉 ○ <u>以下の条件を満たす国民年金の未納期間</u> ・ <u>申立期間を除いて同居の親族と納付日が同じ。</u> ・ <u>申立期間は同居の親族は納付済。</u>
114	① <u>国民年金の学生時代任意加入期間の場合、親と住民票の住所が同じで、兄弟が同じ条件で納付済みであれば、記録訂正をする。</u> ただし、平成 21 年 12 月 25 日基準を準用するものとする。

(2) 回復委員会においてコンセンサスを得た検討の方向

事項	申立期間について、同居の親族が納付済みの場合
内容	現在の記録回復基準においては、同居親族の納付状況は、すでに「申立期間が1つの場合であって、かつ、申立期間が1年超2年以下である場合」における要件の1つとされている。 このため、同居親族に関して、「申立期間が納付済み」であることに加えて、何らかの要件を追加することにより、申立期間に関する条件を緩和し、より長期間（2年以上）又は複数回の未納についての基準を設けることが可能か、第三者委員会のあつせん事例分析の結果を踏まえて検討

2. 調査対象事案の件数

当室においては、前記1を受けて、平成 22 年 11 月 1 日現在において第三者委員会のサブシステムに登録されている事案のうちから、次の条件のいずれにも該当する事案を抽出し、調査を実施した。

(抽出条件)

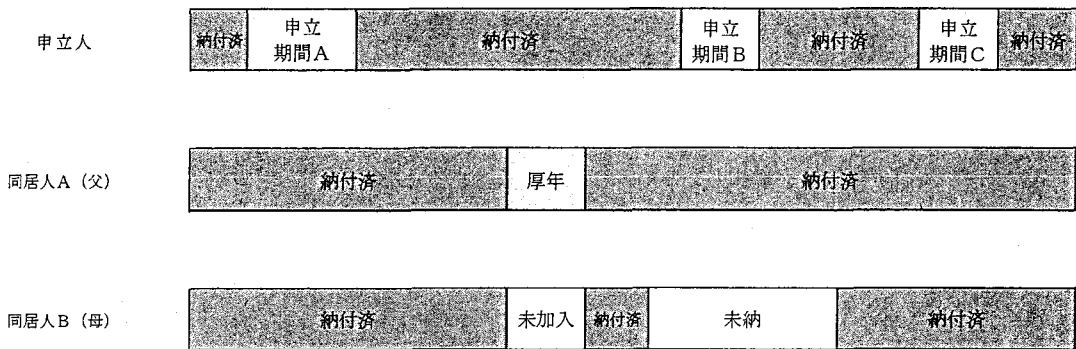
- ① 未納期間に対する現・過年度の納付の申立てであるもの

〔 申立ての大多数を占める現・過年度納付の申立て以外の申立てを除いている。(特例納付、二重納付、還付金未受給、免除、付加納付、3号等は、異なる性質の事案であり、第三者委員会の審議においても異なる観点から検討される。) 〕

② 申立期間の全てについて同居親族のいずれか一人は納付済みと記録されているもの

〔 申立期間の一部又は全部について、申立期間において同居していた親族の年金記録が納付済みとなっていないものを除いている。(同居親族について、申立期間に対応する期間の全部が納付済みとなっていないものは、第三者委員会の審議においても、納付済みとなっていない部分について、別の観点から検討される。) 〕
 なお、下図は申立人と同居していた父母の年金記録の例であるが、この例では申立期間について、父はいずれも納付済みとなっている一方、母は申立期間Bが未納となっている。この場合は、父が納付済みとなっているのでこの抽出条件に該当する。

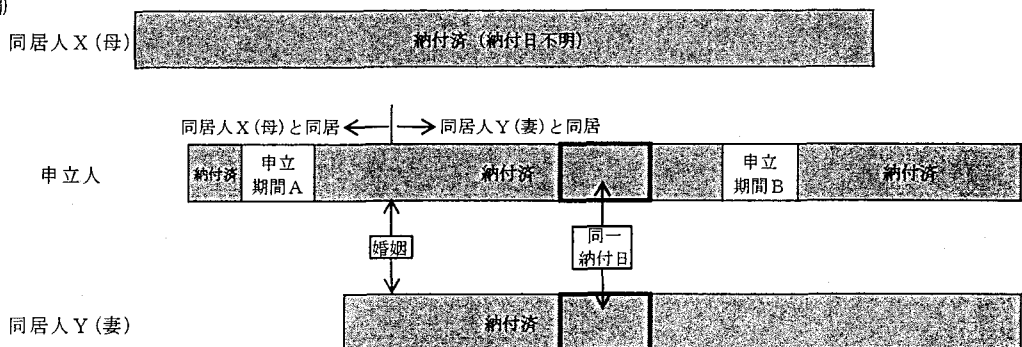
(該当例)



③ 申立期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、申立期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがあるもの

〔 1つの事案で複数の申立期間を有するものについては、いずれの申立期間についても同居親族との同一納付日があるものが確認できないものは除いている。(例えば、申立期間が2つある場合、申立期間Aの同居人Xは納付済みとなっているが同一納付日の期間は確認できず、申立期間Bの同居人Yは納付済みとなっており、同一納付日の期間が確認できるといったように、複数ある申立期間の全てにつき、申立期間当時同居していた者について同一納付日の期間が確認できないものは申立期間Aについては、第三者委員会においても別の観点を考慮し、検討される。) 〕

(不該当例)



④ 申立期間が平成9年1月前であるもの

制定済みの回復基準同様、申立期間のいずれかに平成9年1月以降の期間が含まれる事案は除いている。

なお、平成9年1月以降の期間を除外しているのは、旧社会保険庁における年金記録の管理方法のオンライン化（昭和60年3月）、基礎年金番号の導入による管理番号の一元化（平成9年1月）、保険料徴収事務の国への一元化（平成14年4月）により、記録管理の強化が図られたこと、近年の期間であり、金融機関の出金記録や税務関係資料等の様々な関連資料が残っている可能性が高いこと等の理由から、第三者委員会における審議においても、慎重に判断されているためである。

⑤ 既に制定されている回復基準に該当しないもの

既に以下の回復基準が制定されており、これに該当するものは対象から除外している。

<平成20年4月制定基準>

現年度納付の申立事案であり、申立期間が1つ、かつ、1年以内のものであって、申立期間以外に未納が無く、次のいずれかに該当するもの

- ・申立期間と同期間について同居親族が納付済みとなっているもの
- ・申立期間の前後が納付済みと記録されているもの
- ・申立期間に連続する期間が、領収書等により、未納から納付済みに訂正された経緯があるもの

<平成21年12月制定基準>

現・過年度納付の申立事案であり、申立期間が1つ、かつ、2年以内のものであって、申立期間以外に未納が無く、申立期間の前後が納付済みと記録されているとともに、申立期間と同期間について同居親族が納付済みとなっているもの

◆ 対象事案数

	総数	あっせん	非あっせん
H22.11.1現在のサブシステム登録済事案	53,758件	18,007件	35,751件
対象事案数	341件	330件	11件

3. 類型別状況

申立期間の数等の類型別に調査対象事案を見ると以下のとおりであった。

(1) 申立期間数別・申立期間の延べ月数別の事案件数の状況

		各申立期間の合計の長さ（延べ月数）						計
		～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	61月～	
申立期間の数	1つ	185件	50件	19件	9件	4件	4件	271件
		0件	3件	1件	2件	0件	4件	10件
	2つ	24件	16件	7件	0件	0件	1件	48件
		0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件
	3つ	4件	3件	1件	0件	2件	0件	10件
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	4つ	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	計	214件	69件	27件	9件	6件	5件	330件
		0件	3件	1件	2件	1件	4件	11件

(注) 上段はあっせん事案、下段は非あっせん事案の件数である。

(2) 申立期間1つ当たりの月数の状況

	～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	61月～
あっせん事案	300件	60件	22件	10件	4件	5件
非あっせん事案	0件	4件	2件	2件	0件	4件

(注) 1つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、月数別の合計と事案数は一致しない。

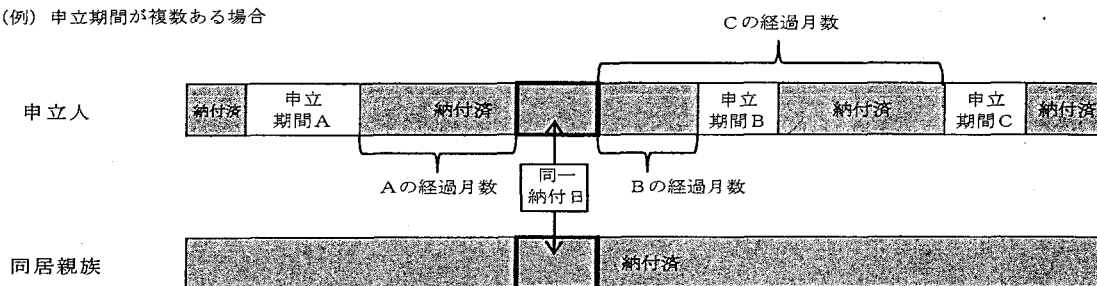
(3) 同一納付日が確認できる期間の申立期間からの経過月数の状況

	～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	61月～
あっせん事案	182件	50件	28件	26件	15件	100件
非あっせん事案	5件	2件	3件	0件	0件	2件

(注1) 1つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、経過月数別の合計と事案数は一致しない。

(注2) 申立期間の前に同一納付日が確認できる期間が存するときは、同一納付日が確認できる期間の終期から当該申立期間の始期までの経過月数による。申立期間の後に同一納付日が確認できる期間が存するときは、当該申立期間の終期から同一日が確認できる期間の始期までの経過月数による。

(例) 申立期間が複数ある場合



(4) 同一納付日が確認できる期間の長さ(月数)の状況

	～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	61月～
あっせん事案	48件	54件	42件	35件	25件	126件
非あっせん事案	1件	1件	2件	2件	1件	4件

(注) 同一納付日が確認できる期間の最短は1月、最長は402月(いずれもあっせん事案)

(5) あっせん事案に見られた特徴

	当該事案の申立期間の数			
	1つ	2つ	3つ	4つ
各申立期間に引き続く前後の期間が納付済みのもの	84件	24件	6件	0件
申立期間以外に未納が無いもの	※ 3件	15件	3件	0件
各申立期間に引き続く前後の期間が納付済み以外(未加入、未納、厚年等)のもの	187件	24件	4件	1件
申立期間以外に未納が無いもの	102件	14件	2件	0件

※ 申立期間が2年を超えるため、既存の回復基準に該当していないものである。

(6) 非あっせん事案に見られた特徴

内容（消極的な事情）	該当数	(参考) H21.12.25 制定の回復基準の除外要件の有無
A) 納付の事実を否定する資料あり 〔例〕市町村保管の被保険者名簿に、申立人が申立期間当時、市町村から納付督促を受け、払う意思は無いと申立期間に係る保険料納付を拒否した事蹟が残されている。〕	2件	有（注2）
B) 申立人が一緒に納付していたとする複数人の同居親族のうち、一部の者については申立期間と同期間のうちに未納となっている期間あり 〔例〕申立人は、両親の分とあわせて母親が毎月納付していたとしているが、父親については申立期間と同期間の一部が未納となっている。〕	1件	有（注3）
C) 申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする同居親族は既に死亡しており証言を得られない	6件	有（注4）
D) 申立人と同居親族の納付状況や種別変更時期に相違あり 〔例〕申立人は、祖父が家族全員の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間直後は、父母についてはほぼ定期的に納付されているものの、申立人については一括して過年度納付されていることが確認でき、保険料の納付方法が異なっている。 〔例〕申立人は、会社を退職後（S59.4）、妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているものの、妻の加入記録を見ると、任意加入から強制加入に種別変更されたのが、S61.4であり、適正な手続を行ったと認め難い。（申立人の主張どおりとすれば、妻の種別変更はS59.4となっていなければならないという観点。）〕	4件	有（注5）

(注1) 1つの事案で、上記の事情を複数有するものがあるため、合計と事案数は一致しない。

(注2) 除外要件としての明記はないが、「申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾している場合」に該当すると思われる。

(注3) 除外要件の「申立期間の保険料につき、配偶者又は同居親族のいずれかの者の保険料と併せて納付したと主張している場合であって、申立人が納付を行ったとされる者の年金記録においても、当該期間については全部又は一部が保険料納付済期間以外の期間として記録されているもの」に該当すると思われる。

(注4) 除外要件の「申立人自身が申立期間の納付を行っていない場合」に該当すると思われる。

(注5) 除外要件としての明記はないが、「申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾している場合」に該当すると思われる。

4. 想定される回復基準案とあっせん率状況

調査対象とした事案の抽出条件を回復基準案と仮定した場合のあっせん率状況を分析すると以下のとおりとなる。

(抽出条件)

- ・ 未納期間に対する現・過年度納付の申立てであること。
- ・ 申立期間の全てについて同居親族のいずれか一人は納付済みと記録されていること。
- ・ 申立期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、申立期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがあること。
- ・ 申立期間が平成9年1月前のものであること。
- ・ 既に制定されている回復基準に該当していないこと。

◆ 上記要件によるあっせん率

事案件数	あっせん件数	あっせん率
341 件	330 件	96.8%



- ◆ 前記3の類型別状況に見られた非あっせん事案等の状況を踏まえ、単に最大効が得られる要件を設定すると次のとおりとなる。(アンダーラインは抽出条件を追加・変更した部分である。)

※ [] 内は、要件の追加によって減少する事案数

(要件)

～積極的要件～

- ① 未納期間に対する現・過年度納付の申立てであること。
- ② 申立期間の全てについて、同居親族全員が納付済みと記録されていること。
[あっせん△1件、非あっせん△1件]
- ③ 申立期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間中に、その納付日が、申立期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがあること。
- ④ 申立内容において申立人自身又は同居親族(生存中の者に限る)が申立期間の保険料を納付していたとしていること。
[あっせん△17件、非あっせん△6件]

～消極的要件～

- ⑤ 納付事実を否定する資料がないこと。
[あっせん△10件、非あっせん△2件]
- ⑥ 申立人と同居親族の納付状況や種別変更時期が異なっていないこと。
[あっせん△8件、非あっせん△2件]
- ⑦ 申立期間が平成9年1月以降のものではないこと。
- ⑧ 既に制定されている回復基準に該当していないこと。

事案件数	あっせん件数	あっせん率
294 件	294 件	100.0%

(参考) 上記の場合のあっせん事案の申立期間の状況

〈申立期間数別の事案件数の状況〉

1つ	2つ	3つ	4つ
242 件	42 件	9 件	1 件

〈申立期間1つ当たりの月数の状況〉

～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	61月～
269 件	53 件	17 件	9 件	4 件	5 件

(注) 1つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、月数別の合計と事案数は一致しない。

※ 最長のものは78月(東京8190、埼玉1389)

「ねんきんネット」の実施について

平成23年2月17日

日本年金機構

1. 「ねんきんネット」とは

記録(加入履歴や保険料納付額、年金見込額の試算等)を確認できるようにする。また、年金記録の提供を行うサービスを市区町村で実施するとともに、郵便局でも試行的に実施予定。

《現在実施している年金個人情報提供サービス》

- ・ご自宅のパソコンからインターネットを通じていつでも年金記録が確認できるサービス。
- ・年金記録は毎月更新しており、加入履歴、国民年金の保険料納付状況、厚生年金の標準報酬月額などを確認することが可能。

※インターネットバンキング等で用いられているID・パスワード認証方式を活用することにより、平成18年3月から被保険者向けに、また、平成21年3月から年金受給者向けにサービスを実施。

《ねんきんネットで新たに実施する内容》

【平成23年2月28日～】

- ・申し込みはご自宅からインターネットで。ID・パスワードが5日程度でお手元に。(現在の所要期間は約2週間)
- ・本年4月からは「ねんきん定期便」等で通知するアクセスキーを送付。(IDパスワードの即時発行を実現)
- ・「ねんきん定期便」でお知らせしている、将来受けとる年金見込額を表示。
- ・自宅でパソコンが使えない方のために、年金記録の提供サービスを市区町村で実施する(※)とともに、一部の郵便局でも試行的に実施予定。
※ 現在、約500市区町村からご協力いただけるとの回答を得ている。(このうち、約150市区町村から、平成23年2月末からご協力いただけるとの回答を得ている。)

【平成23年秋～】


- ・ご本人が指定した在職や退職、年金の繰り上げや繰り下げの条件を基に試算した年金見込額を表示。
- ・保険料納付済額を表示。
- ・国民年金に係る死亡者の年金記録(※)の検索。
※国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合わせの結果、一致しない部分があり、かつ、記録の持ち主が死亡していることが判明した記録。

平成24年度以降、「ねんきん定期便」等のインターネットでのお知らせを検討。

2. 「ねんきんネット」のイメージ

現行

自宅



インターネットによるID申込み
郵送による送付
利用可能まで2週間程度要する

インターネット


日本年金機構

年金個人情報提供サービス

年金記録照会
(年金制度の加入記録・国民年金の保険料納付状況・厚生年金の標準報酬月額)

改善後


自宅



アクセスキー※(定期便等に同封) 使用
✓ユーザーID/パスワードは即時発行

現行と同様の申込み(インターネット・郵送)
✓ユーザーID/パスワードは5日程度で発行

年金事務所/市区町村/郵便局



基礎年金番号または照会番号 使用
✓対面による個人認証⇒即時の記録確認

インターネット

既存の
専用回線

日本年金機構

ねんきんネット

平成23年
2月末

年金記録照会
(年金制度の加入記録・国民年金の保険料納付状況・厚生年金の標準報酬月額)

年金見込額試算
(ねんきん定期便を送付した時点における被保険者記録を基に、将来受け取る年金見込額を表示)

平成23年
秋

保険料納付済額表示

年金見込額試算
(本人が指定した在職や退職、年金の繰り上げや繰り下げの条件を基に年金見込額を表示)

国民年金に係る死亡者の年金記録の検索

※ アクセスキーとは、平成23年度の「ねんきん定期便」に記載される予定の17桁の番号で、日本年金機構ホームページから「ねんきんネット」サービスを利用する際にユーザーID/パスワードを即時に取得するために必要な番号。

3. 「ねんきんネット」のセキュリティ対策

1. 基本的な考え方

情報リテラシーが様々な国民の方に、これまで以上に幅広くご利用いただくため、従来の「年金個人情報提供サービス」以上のセキュリティ対策を講じる。

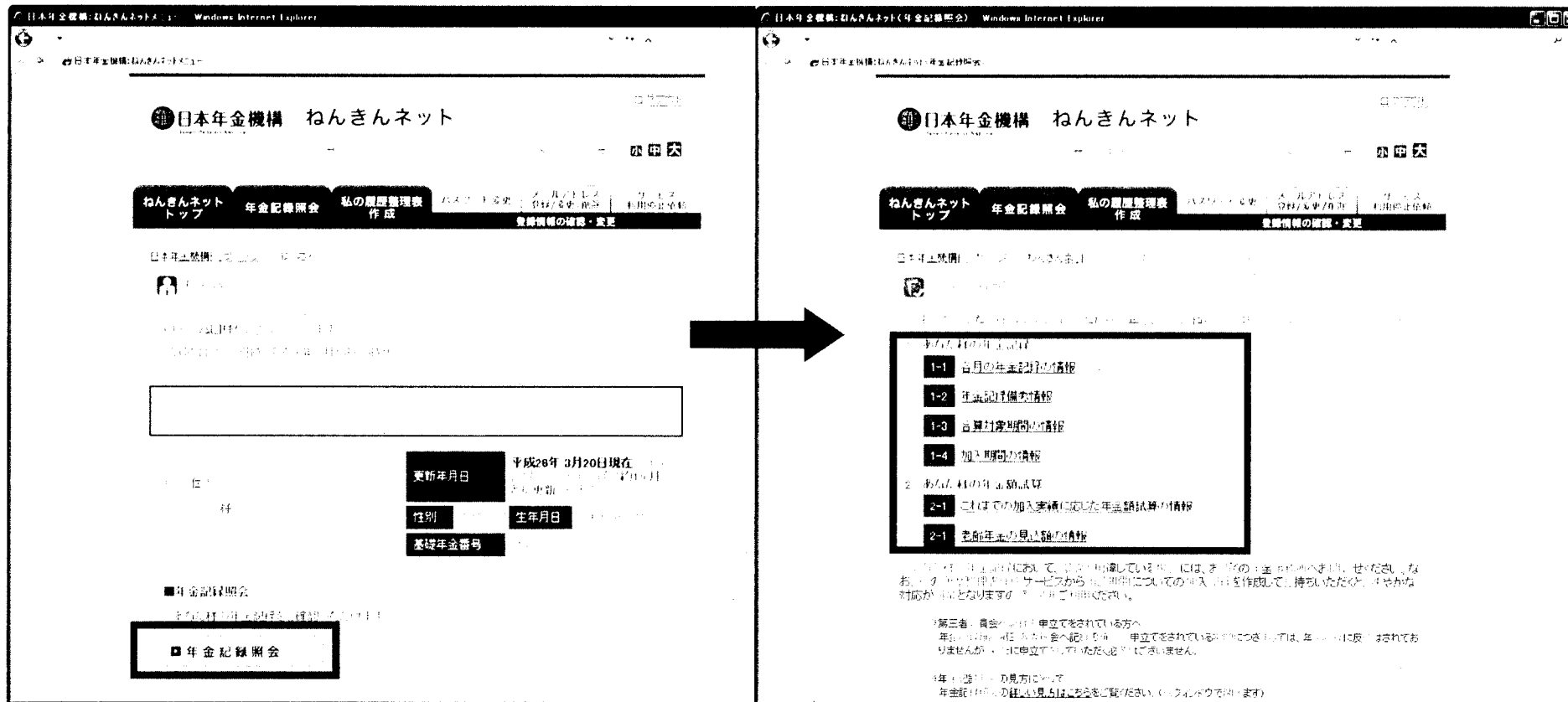
2. 具体的な対応

想定されるリスク	対応
別人によるなりすまし・IDの不正取得	<ul style="list-style-type: none">「アクセスキー」と「基礎年金番号」を同時に送付しないことで、「ねんきん定期便」の情報だけでは、IDパスワードの即時発行ができない仕組みとする。利用者向けに、ウイルスやフィッシングのリスクについて注意喚起を行う。
窓口におけるセキュリティ確保	<ul style="list-style-type: none">窓口の事務従事者に対し専用のIDパスワードを付与し、アクセスログにより照会事績を管理。許可された拠点(年金事務所・市区町村・郵便局等)以外からのアクセスを遮断
万一の障害時への対応	<ul style="list-style-type: none">「ねんきんネット」サーバーに対するセキュリティ診断を実施。業務継続計画(BCP)を策定し、事業開始前の訓練を実施するとともに、24時間の運用監視体制の下、異常検知時に迅速に対応。

4. 「ねんきんネット」の画面イメージ

(1) ログイン後トップページ

○ログイン後のトップページから年金記録照会に遷移する。



年金記録照会では、主に次のような情報を確認できる。

- ①各月の年金記録の情報
- ②加入期間の情報
- ③これまでの加入実績に応じた年金額試算の情報(50歳未満)
- ④老齢年金の見込額の情報(50歳以上)

(3) 年金制度毎の加入記録照会

○各月の年金記録情報画面から、年金制度毎の詳細情報を確認できる。

国民年金加入記録画面では、現在までの納付状況や免除などの詳細情報を確認できる。

確認したい年金制度を選択する。

厚生年金記録画面では、現在までの就業情報(会社名、就職・退職年月等)や標準報酬月額などの詳細情報を確認できる。

日本年金機構 ねんきんネット

国民年金加入記録

年度	年齢	各月の年金
2000	20	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2001	21	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2002	22	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2003	23	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2004	24	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2005	25	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2006	26	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2007	27	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2008	28	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2009	29	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2010	30	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2011	31	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2012	32	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2013	33	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2014	34	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2015	35	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2016	36	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2017	37	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2018	38	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2019	39	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後
2020	40	国民 厚生 学生 産前 産後 国民 厚生 学生 産前 産後

月別納付状況

年度	年齢	納付状況
2000	20	* * * * *
2001	21	* * * * *
2002	22	* * * * *
2003	23	* * * * *
2004	24	* * * * *
2005	25	* * * * *
2006	26	* * * * *
2007	27	* * * * *
2008	28	* * * * *
2009	29	* * * * *
2010	30	* * * * *
2011	31	* * * * *
2012	32	* * * * *
2013	33	* * * * *
2014	34	* * * * *
2015	35	* * * * *
2016	36	* * * * *
2017	37	* * * * *
2018	38	* * * * *
2019	39	* * * * *
2020	40	* * * * *

就業年月 退職年月 お勤め先の会社名称 標準報酬月額変更標準賞与年月 厚生年金基金 標準報酬月額標準賞与額

(4) 加入期間の情報

○年金制度毎の加入期間を確認できる。

1-3 国民年金の加入期間の情報

1-4 加入期間の情報

国民年金		厚生年金	
第1号被保険者 (a)		加入月数	067
納付済月数	056	加入期間 (d)	067
全額免除月数	000	船員保険	
4分の3免除月数	000	加入月数	008
半額免除月数	000	加入期間 (e)	008
4分の1免除月数	000	共済組合等	
学生納付特例等月数	000	加入月数 (f)	000
第3号被保険者 (b)		合計期間	
第3号被保険者月数	000	(a) + (b) + (d) + (e) + (f)	131
納付月数合計 (a) + (b)	056		
未納月数 (c)	002		
加入月数 (a) + (b) + (c)	056		

国民年金の場合、
納付済や免除、未納などの累計月
数を確認できる。

厚生年金、船員保険の場合、
加入期間を確認できる。

(5) 年金額試算の情報又は老齢年金の見込額の情報

- ① 50歳未満の方に対しては、これまでの加入実績により試算した老齢年金額を表示する。
- ② 50歳以上の方に対しては、直近の年金加入状態を60歳まで延長し、老齢年金の見込額を表示する。

2 あなた自身の年金額試算

2-1 これまでの加入実績に応じた年金額試算の情報

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	15	円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	15	円
(3) これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【(1)老齢基礎年金額 + (2)老齢厚生年金額】	30	515,000円

年金の受給要件(25年加入等)は考慮せず、加入実績により試算した年金額を表示。(50歳未満)

2-1 老齢年金の見込額の情報

年金を 受けられる年齢	基礎年金	老齢基礎年 金
60	15	円
65	15	円
70	15	円
75	15	円
80	15	円
85	15	円
90	15	円
95	15	円
100	15	円
年金の種類と 年金額 (見込額)	厚生年金	老齢厚生年 金
60	2,000	円
65	2,000	円
70	2,000	円
75	2,000	円
80	2,000	円
85	2,000	円
90	2,000	円
95	2,000	円
100	2,000	円
年金額 (見込額)	3,000	円

年金の受給要件、生年月日・性別を考慮し、受給可能な年金の種類及び年金見込額を表示。(50歳以上)

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

平成23年2月17日

日本年金機構

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ事業の進捗状況

1. 業務処理状況（平成22年12月末段階）

○審査結果

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
審査開始件数	43,749件	418,759件	1,230,446件	1,692,954件
審査終了件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	11,864件 (14,754件)	17,177件 (29,295件)	100,145件 (195,414件)	129,186件 (239,463件)
一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	11,821件 (14,698件)	16,990件 (29,067件)	99,783件 (194,289件)	128,594件 (238,054件)
不一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	43件 (56件)	187件 (228件)	362件 (1,125件)	592件 (1,409件)
職員確認済み件数のうちコンピュータ記録との不一致件数	32件	167件	283件	482件
職員確認済み件数のうち新規記録判明件数	11件	20件	79件	110件

○年金回復見込額

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
年金回復見込額累計(年額)	5.7 万円	285.0 万円	1,581.6 万円	1,872.4 万円
年金回復見込額が増額となる受給者等の人数	10人	154人	298人	462人
増額となった者1人当たり平均(年額)	5.7 千円	19 千円	53 千円	41 千円

○ご本人への通知発送状況

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
記録訂正に係る通知発送件数	20件	134件	140件	294件
うち、ご本人からの回答件数	9件	86件	68件	163件

注1) 審査対象者の年齢は、平成22年10月1日時点での年齢である。

注2) 不一致の案件はご本人に通知し確認をお願いした上で記録補正の要否を判断することから、最終的な結果ではないことに留意が必要である。

注3) 不一致の案件は第2次審査のプロセスを経るものであり、第2次審査は、昨年12月末時点では中央記録突合センターのみ実施。

注4) 通知発送は昨年12月20日に開始しており、通知発送件数及び回答件数は12月末時点のもの。

注5) 本業務処理状況には、昨年12月14日に報告したサンプル調査の審査結果及び年金回復見込額が含まれている。(一致件数5424件、不一致件数477件(そのうちコンピュータ記録との不一致件数367件、新規記録判明件数110件))

2. 事業開始以後に把握した課題とその対応

(1) 審査基準関係

突合せ事業の実施過程で把握された課題については、年金記録回復委員会等で検討し、対応方針を決定（審査基準に関するものについては実施要領を改正し、厚生労働省の承認を得て業務を実施しているところ）。

- ・ 氏名と生年月日等が一致するものとしてコンピュータ記録に紐付いた記録について、別人のものと疑われる場合の取扱い
- ・ 受給資格期間を満たしていない高齢の審査対象者について、紙台帳とコンピュータ記録が不一致であったが依然として受給資格期間を満たさない場合に、ご本人に通知をお送りするかどうかの取扱い
- ・ 新たな記録が判明した結果、脱退手当金の支給日と被保険者期間が重複した場合の取扱い
- ・ 新たな記録が判明した結果、脱退手当金支給済期間と未支給期間が混在した場合の取扱い
- ・ コンピュータ記録に差止・保留の実績が入力された記録の取扱い
- ・ 厚生年金、船員保険の記録について資格喪失年月日の記載がない紙台帳の記録が新たに判明したケースの取扱い
- ・ ご本人から届出がなされていないことにより資格記録と給付記録の内容が異なっている場合の取扱い
- ・ 整備記録の取扱い
- ・ 未統合記録が結び付いた基礎年金番号記録が死亡者である場合の取扱い

(2) 業務運営関係

①受付

順調に進んでいる。

②第1次審査

- 大部分の拠点で、立ち上げ当初、下記の要因から受託事業者の管理スタッフと機構職員による第1次審査の確認段階について滞留が生じたところ。

<要因>

【受託事業者段階】

- ・ 立上げ当初において作業スタッフの審査内容（紙台帳の読み方等）への理解が十分でないために判定誤りが多く、そのことが結果的にベリファイ方式（2名の作業スタッフが独立して同じ項目の審査を行う方式）による審査結果に相違が生じているケースの数を押し上げ、確認段階の事務量を増やしている。
- ・ 具体的には、管理スタッフについて、作業スタッフからの質疑への対応が多く発生しているほか、ベリファイ方式による審査結果に相違が発生した部分を確認・修正するために、管理スタッフも詳細な検査を実施せざるを得ない。

【機構職員段階】

- ・ 立上げ当初ということもあり、受託事業者の納品の精度確保に徹底を期するため、機構職員による全件検査を実施

<対策>

先行稼働拠点の状況を分析し、以下のような対策を講じることにより、滞留の解消に向けた取組を進めている。（中央拠点では、昨年11月時点での約4万件の管理スタッフの滞留が、本年1月時点で概ね解消。）

- ・ 受託事業者の管理スタッフや機構職員に質疑対応専任の者を設置
- ・ 受付や作業スタッフから審査確認を行う管理スタッフへの一時的なシフトによる審査確認体制の強化
- ・ 判定誤りの発生状況を基に、審査チーム、個々の作業スタッフ単位での品質を評価し、品質の向上が必要な作業スタッフの把握を行った上で、判定誤りをしたスタッフに対する誤りの内容のフィードバック、誤りやすい個所に関する理解度テスト等を実施

③第2次審査

- 受託事業者における別人記録の判断等について疑義が生じたことから、受託事業者段階での保留が発生。

<対策>

第2次審査の実施に関する照会について、関連するマニュアル等の改正を実施することにより、保留案件の解消を促進することとしている。

④国民年金の審査

- 2月7日より中央記録突合センターにおいてサンプル調査（約1万7千件）を開始（他の拠点も2月末にスタート予定）。市区町村が作成した国民年金記録に用いられるコード（記号）の確認等、国民年金記録固有の対応が必要。

<対策>

中央拠点で実施中のサンプル調査において、効率的なコードの参照手法や、受託事業者による審査確認の方法などを試行中。この結果を検証した上で、各拠点へも展開し、ノウハウの共有を図ることとしている。

突合せを実施する拠点の場所・規模・業務開始時期（平成23年1月現在）

（参考）

設置場所・開始時期	規模(人)	
	受託事業者	機構職員
北海道（22年12月20日）	299→757	12→30
宮城①（22年12月6日）	259→656	11→29
宮城②（22年12月6日）	255→647	11→28
東京①（22年10月12日）	467→1194	19→47
東京②（22年11月29日）	419→1062	17→43
神奈川（22年11月29日）	431→1090	18→43
千葉（23年1月4日）	772	30
埼玉（23年1月4日）	1137	46
茨城（22年11月8日）	256→386	11→16
新潟（23年1月4日）	326	13
栃木（23年1月4日）	261	11
長野（23年1月4日）	292	12
静岡（22年11月22日）	196→497	8→20
愛知①（22年11月29日）	354→896	15→37
愛知②（22年11月8日）	204→514	9→21

設置場所・開始時期	規模(人)	
	受託事業者	機構職員
石川（22年11月29日）	117→295	5→13
大阪①（22年11月29日）	291→736	12→30
大阪②（22年12月6日）	273→690	11→28
兵庫（22年12月6日）	286→724	12→30
京都（22年11月8日）	237→596	10→24
岡山（22年12月6日）	132→331	6→14
広島（22年11月8日）	266→672	11→29
香川（22年12月6日）	96→244	4→11
愛媛（22年11月15日）	121→308	5→13
福岡（22年11月8日）	378→644	16→27
長崎（23年1月4日）	314	14
熊本（22年11月22日）	227→249	9→11
大分（23年1月4日）	323	14
鹿児島（22年11月15日）	160→402	7→17
計 29拠点	6720→17015	239→701

注1) 規模は平成23年1月時点の人数。矢印により数字が変化しているものは、左側が拠点稼働開始時の規模であり、右側が平成23年1月の規模。

注2) 東京①拠点を除いては、平成23年1月より第2次審査を開始

これまでの進捗と今後のスケジュール

22年

23年

10月

1月

4月

7月

秋頃～

中央拠点から厚生年金・船員保険
記録の突合せ業務開始（10月）

※ サンプル調査を実施し、年齢の高い
受給者について順次実施

→他拠点でも順次業務開始

中央拠点から国民年金記録
の突合せ業務開始（2月）

※ サンプル調査より実施

→他拠点においても
順次業務開始

申出に基づく
突合せ（秋頃を
目途に開始予定）

厚生年金、船員保険
のサンプル調査
結果公表（12月）

全拠点の稼働
開始（1月）

年金事務所等において、記
録照会の際に紙台帳検索シ
ステムを本格活用（4月）

※新規裁定者の突合せについては、平成23年秋以降に、受給者に係る進捗状況、サンプル調査の結果等を踏まえ、実施予定。

平成23年2月17日
年金局企業年金国民年金基金課

厚生年金基金及び企業年金連合会における国の被保険者記録との 突き合わせの実施状況について（平成22年6月末時点）

厚生年金基金は、厚生年金の一部を国に代わって支給するとともに、さらに企業の実情に応じた独自の上乘せ給付を行うことにより、従業員に対してより手厚い老後所得を保障することを目的として企業が設立したものである。また、企業年金連合会は、その業務として、厚生年金基金を転退職した加入員や解散厚生年金基金加入員に対し、年金給付を行っている。

厚生年金基金及び企業年金連合会（以下「基金等」という。）は、国の被保険者記録の提供を受け、現在、自らが保有する加入員記録との突き合わせを実施している。

（注）突き合わせ項目は、基礎年金番号、生年月日、加入員期間、標準報酬月額、標準賞与額等。

今般、平成22年6月末時点における記録突き合わせの実施状況について、確認した結果は次のとおりである。（今回は第二回目の報告）

（注）現存する厚生年金基金のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除いた599基金（前回報告より1基金減少）分と企業年金連合会分を集計。

○基金等における記録の突き合わせの実施状況の集計結果（詳細は別紙）

（前回報告：平成22年3月末時点）

（今回報告：平成22年6月末時点）

1 基金等における記録の突き合わせ対象人数	延べ 3,737万人	→	延べ 3,731万人
			(▲6万人)
2 突き合わせの実施状況			
①記録整備が完了した人数 (内訳)	延べ 3,301万人	→	延べ 3,331万人(89.3%)
			(+30万人)
ア 記録が一致した人数	延べ 3,292万人	→	延べ 3,315万人(88.9%)
			(+23万人)
イ 記録の不一致が見つかり 正しい記録に訂正した人数	延べ 9万人	→	延べ 15万人(0.4%)
			(+6万人)
②記録整備中の人数 (内訳)	延べ 436万人	→	延べ 400万人(10.7%)
			(▲36万人)
ア 調査確認中の人数	延べ 367万人	→	延べ 344万人(9.2%)
			(▲23万人)
イ 基金番号相違等により国の 被保険者記録が未回付の人数	延べ 69万人	→	延べ 56万人(1.5%)
			(▲13万人)

（注）「②記録整備中の人数（延べ400万人）」については、今後、調査確認を行い、「①の記録整備が完了した人数」に計上されていくものである。

〈「①記録整備が完了した人数」の厚生年金基金及び企業年金連合会別の内訳〉

ア 厚生年金基金の対象人数(延べ857万人)に占める
記録整備が完了した人数(延べ684万人の割合)

（前回報告：平成22年3月末時点）

（今回報告：平成22年6月末時点）

76.9% → 79.7%

（注）記録整備が完了した人数の割合
80%以上となっている基金

352基金(58.7%) → 390基金(65.1%)
(+38基金)

イ 企業年金連合会の対象人数(延べ2,873万人)に占める
記録整備が完了した人数(延べ2,647万人)

91.7% → 92.1%

厚生年金基金及び企業年金連合会における国の被保険者記録との突き合わせの実施状況(平成22年6月末時点)

○基金等における記録の突き合わせの実施状況の集計結果(平成22年6月末時点)

内 訳 (注3)(注4)(注5)	全体			厚生年金基金			企業年金連合会		
	延べ人数	割合	増減数	延べ人数	割合	増減数	延べ人数	割合	増減数
突き合わせ対象人数(厚生年金基金及び企業年金連合会において記録を保有している人数) (A)+(B)+(C)+(D)	(3,737.3万人) 3,730.7万人	—	▲ 6.6万人	(860.8万人) 857.4万人	—	▲ 3.4万人	(2,876.5万人) 2,873.3万人	—	▲ 3.2万人
記録整備完了人数(突き合わせの結果に基づき記録整備が完了した人数) (A)+(B)	(3,301.0万人) 3,330.5万人	(88.3%) 89.3%	+29.5万人	(662.2万人) 683.7万人	(76.9%) 79.7%	+21.5万人	(2,638.7万人) 2,646.8万人	(91.7%) 92.1%	+8.1万人
記録一致人数(突き合わせの結果、記録が完全に一致していた人数) (A)	(3,292.0万人) 3,315.3万人	(88.1%) 88.9%	+23.3万人	(653.2万人) 668.8万人	(75.9%) 78.0%	+15.6万人	(2,638.7万人) 2,646.5万人	(91.7%) 92.1%	+7.8万人
訂正人数(突き合わせの結果、不一致が見つかり正しい記録に訂正が完了した人数) (B)	(9.0万人) 15.2万人	(0.2%) 0.4%	+6.2万人	(9.0万人) 14.9万人	(1.0%) 1.7%	+5.9万人	(0.0万人) 0.3万人	(0.0%) 0.0%	+0.3万人
①厚生年金基金及び企業年金連合会で記録を訂正した人数(注6)	(8.9万人) 14.9万人	—	+6.0万人	(8.9万人) 14.6万人	—	+5.7万人	(0.0万人) 0.3万人	—	+0.3万人
②日本年金機構で記録を訂正した人数(注6)	(0.1万人) 0.4万人	—	+0.3万人	(0.1万人) 0.3万人	—	+0.2万人	(0.0万人) 0.1万人	—	+0.1万人
記録整備中の人数(注7) (C)+(D)	(436.3万人) 400.2万人	(11.7%) 10.7%	▲ 36.1万人	(198.6万人) 173.7万人	(23.1%) 20.3%	▲ 24.9万人	(237.8万人) 226.5万人	(8.3%) 7.9%	▲ 11.3万人
調査確認中の人数(厚生年金基金等において調査確認している人数) (C)	(367.0万人) 344.1万人	(9.8%) 9.2%	▲ 22.9万人	(181.3万人) 154.5万人	(21.1%) 18.0%	▲ 26.8万人	(185.7万人) 189.6万人	(6.5%) 6.6%	+3.9万人
基金番号相違等により国の被保険者記録が未回付の人数(注8) (D)	(69.3万人) 56.1万人	(1.9%) 1.5%	▲ 13.2万人	(17.2万人) 19.1万人	(2.0%) 2.2%	+1.9万人	(52.1万人) 37.0万人	(1.8%) 1.3%	▲ 15.1万人

(注1)平成22年6月末に現存する厚生年金基金のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除いた599基金分を集計。

(注2)人数は千人未満は四捨五入のため厚生年金基金と企業年金連合会を足しても全体の人数にならない場合がある。

(注3)上段()内は前回3月末時点の実施状況を計上。

(注4)割合は突き合わせ対象人数に対する割合を計上。

(注5)増減数は前回(3月末)からの増減数を計上。

(注6)上記①、②については、両方に該当する者がある。

(注7)記録整備中人数については、今後、調査確認を行い、記録整備完了人数に計上されていくものである。

(注8)厚生年金基金及び企業年金連合会で記録を保有しているにもかかわらず、基金番号相違等により被保険者記録が未回付である人数。

厚生年金基金及び企業年金連合会における国の被保険者記録との突き合わせの記録整備完了割合(平成22年6月末時点)

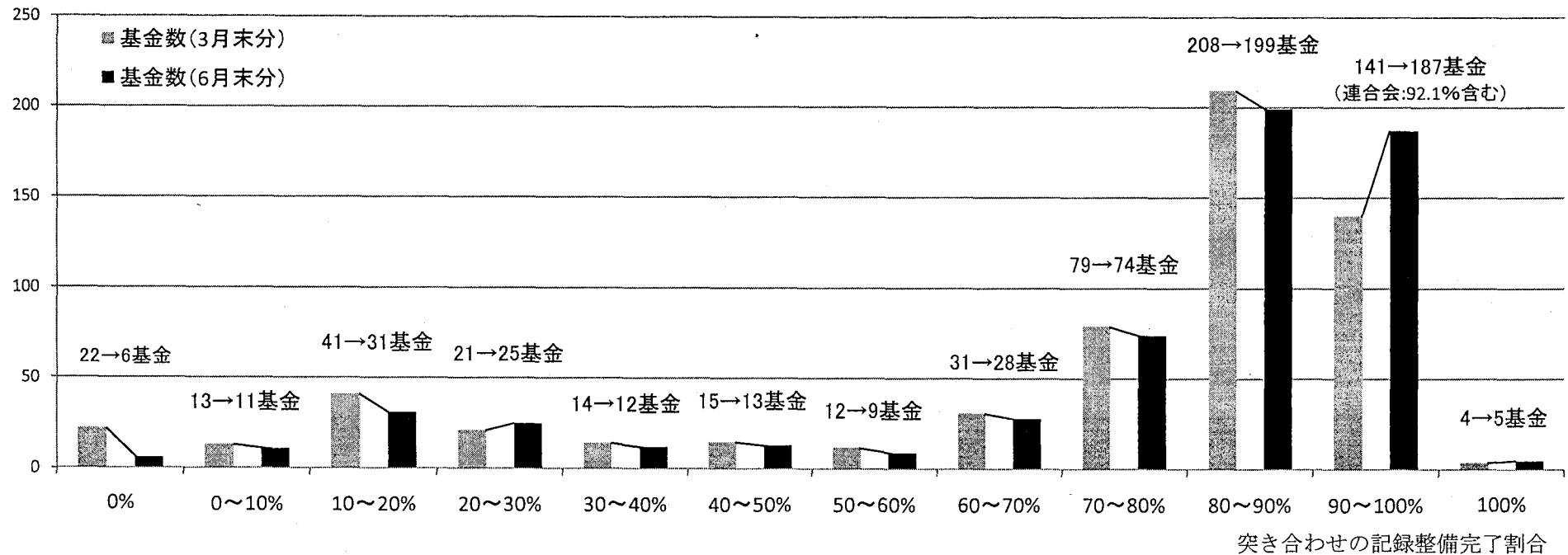
厚生年金基金及び企業年金連合会における国の被保険者記録との突き合わせの記録整備完了割合(記録整備完了人数 / 突き合わせ対象人数)別の厚生年金基金(企業年金連合会を含む)の分布状況は以下の通り。

記録整備完了割合	0%	0~10%	10~20%	20~30%	30~40%	40~50%	50~60%	60~70%	70~80%	80~90%	90~100%	100%	計
厚生年金基金数	6	11	31	25	12	13	9	28	74	199	187(注2)	5	600

(注1) 記録整備完了割合の「0~10%は、0%を超え10%未満」である。その他はそれぞれ「〇%以上〇%未満」である。
 (注2) 記録整備完了割合「90~100%」には企業年金連合会(92.1%)を含んでいる。

厚生年金基金数
(企業年金連合会含む)

突き合わせの記録整備完了割合別基金数
(厚生年金基金(599基金分)と企業年金連合会を集計)

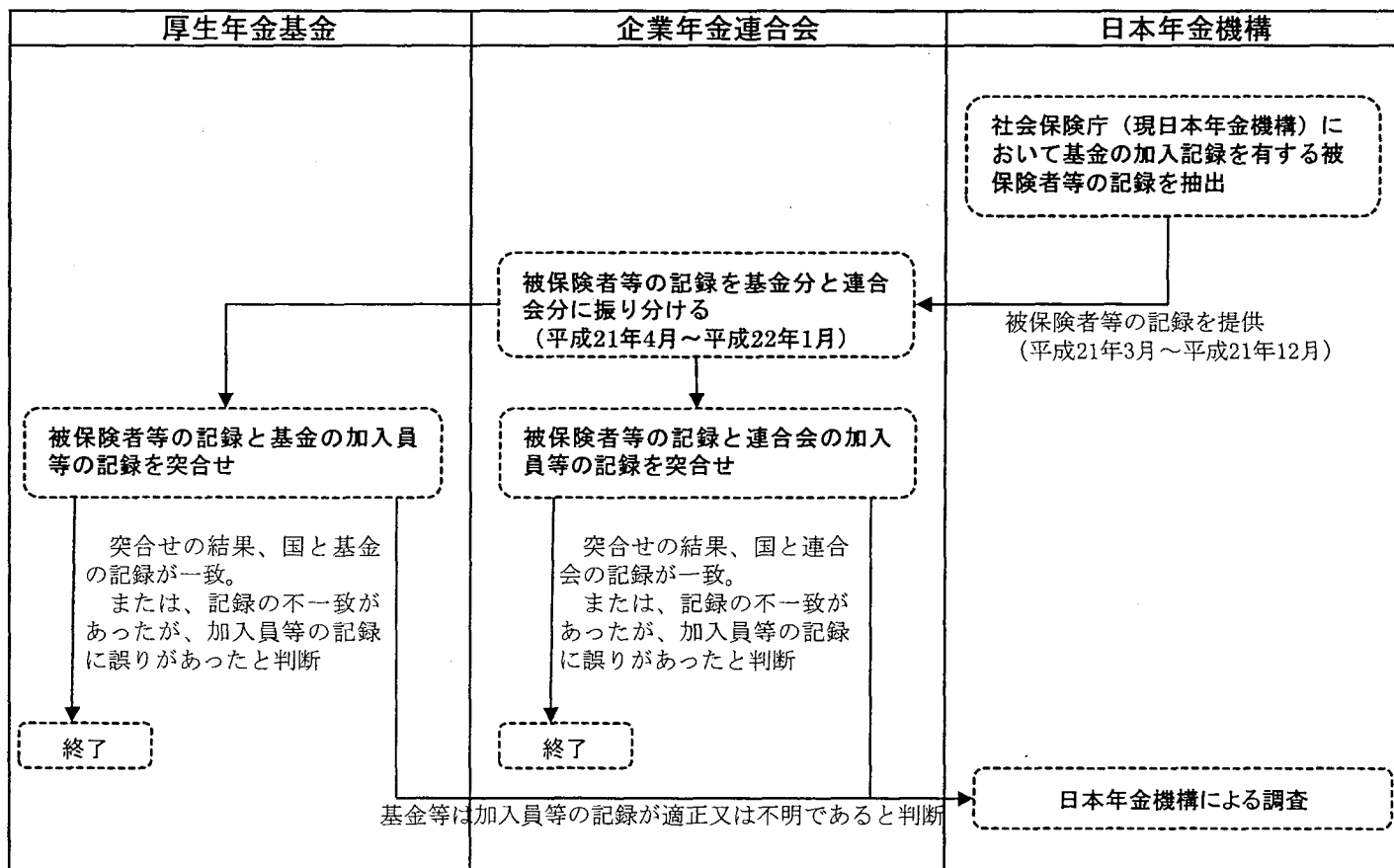


国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて

<概要>

- 国の記録と厚生年金基金・企業年金連合会(以下、厚生年金基金等)の記録の双方の整合性を図るため、平成21年3月より社会保険庁(現日本年金機構)から厚生年金基金等に対して、被保険者等の記録の提供を行い、突合せを実施している。
- ・ 日本年金機構から記録の提供を受けた企業年金連合会は、企業年金連合会分と厚生年金基金分の仕分けを行い、厚生年金基金に対し、被保険者等の記録の提供を行う。(平成22年1月に完了)
- ・ 記録の提供を受けた厚生年金基金等においては、記録の突合せを行った結果、双方の記録が不一致の場合には、必要な調査・事業主等に対する確認等を行い、更に要すれば日本年金機構に対して調査依頼を行う。

<参考：国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せ（概略図）>



(注1) 突合せ項目は、次の通り

①基礎年金番号、②氏名、③生年月日、④性別、⑤異動年月日、⑥種別、⑦異動原因(取得、月・算定・喪失)、⑧標準報酬月額及び標準賞与額